

今月の経理情報

2006年6月

今回のテーマ： 会社法施行に伴う計算書類の変更点

2006年5月決算法人より、計算書類は、従来の利益処分案が無くなり、株主資本等変動計算書、個別注記表が必要となります。

1. 貸借対照表

「資本の部」が、「純資産の部」に変更されます。

変更前

資本の部
資本金
資本剰余金
利益剰余金
土地再評価差額金
その他有価証券評価差額金
自己株式
資本合計

変更後（小項目の記載略）

純資産の部
株主資本
1 資本金
2 資本剰余金
3 利益剰余金
4 自己株式
株主資本合計
評価・換算差額等
新株予約権
純資産合計

2. 損益計算書

利益処分案が廃止され、かつ、株主資本等変動計算書が導入されたため、「前期繰越利益」以下の項目が不要となり、「当期純利益」までを表示することになります。

「経常損益の部」と「特別損益の部」は廃止されます。

3. 株主資本等変動計算書

貸借対照表の純資産の部の各項目について、前期末から当期末までの変動を記載するものです。株主資本等変動計算書につきましては、弊社「今月の経理情報2006年1月号」をご参照ください。

http://www.nichizei.com/nbs/modules/cjaycontent/mailma_bn/060111.pdf

4. 注記表

これまで貸借対照表や損益計算書に記述していた注記を、注記表としてひとまとめにしたものです。会計監査人設置会社以外の株式譲渡制限会社の場合は、「重要な会計方針に係る事項」および「株主資本等変動計算書に係る事項」以外の注記事項を省略することができます。

お見逃しなく！

1. 定時株主総会の決議事項も、会計監査人設置会社以外の場合、「報告事項：事業報告の件」「決議事項：貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・注記表の承認の件、剰余金配当の件、役員賞与支給の件」となります。
2. 株主資本等変動計算書に係る注記事項として「年度内、年度後に行う剰余金の配当事項」を記載しないと、法人税の留保金課税や株主課税関係が明らかになりません。